

第46回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成28年10月7日（金） 12:59～17:10

場所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一構成員、勢一智子構成員、野口貴公美構成員、伊藤正次構成員

〔政府〕 境勉内閣府地方分権改革推進室次長、横田信孝内閣府地方分権改革推進室次長、五味裕一内閣府地方分権改革推進室参事官、竹中一人内閣府地方分権改革推進室参事官、五嶋青也内閣府地方分権改革推進室参事官、穴戸邦久内閣府地方分権改革推進室参事官 ※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成28年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番19：国定公園における一定の工作物の建築に係る環境大臣との協議の廃止（環境省）>

（高橋部会長）まず、1号について検討いただけるということで感謝したい。その上で、1号も2号も基本的には大規模開発に係るものであるため、1号が削除の方向で検討ということであれば、2号についても同様に検討するのが基本だと思うがいかがか。

（環境省）1号については提案団体から頂いた事例について、我々も十分理解するところ。2号についても、実際にどういった支障があるのか承知した上で検討したい。協議の廃止については、国定公園の指定を行っている環境省に説明責任があるため、どのような事例があって本当に困っているのかを踏まえて検討させていただければと考えている。

（高橋部会長）検討の方法とスケジュールは、具体的にどのように考えているのか。

（環境省）できるだけ早くとは考えているが、できれば提案団体に限らず、国定公園のある都道府県に対して、提案についての意向やどのような支障事例があるのかを事務局と相談しながら調査したいと考えている。

（高橋部会長）事務局はどう考えているか。

（竹中参事官）必要があれば、アンケート等をとって、都道府県の意向を確認したい。方法については相談させていただきたい。

（高橋部会長）対象となる都道府県はどれくらいか。

（環境省）国定公園が大体60弱あり、関係する都道府県は40程度と思われる。

もし意向調査するとなれば、十分協力させていただきたい。

（伊藤構成員）2号に当たる協議案件は過去10年間ないのか。

（環境省）協議案件としては把握していない。非常に大規模な埋立行為なので、実質そういった案件が起きていない。

（伊藤構成員）そうすると、今後も2号に該当するような大規模な開発は想定できないとも考えられるが、それは認識が違うということか。

（環境省）そこは聞いてみたいと思っている。例えば各都道府県で開発計画などがあると思われるため、そういったことを踏まえて検討したいと思っている。少なくとも平成24年以降、手元にある資料で確認したところでは、2号についての協議案件はなかった。協議が上がってこなかったのか、地元で許可しようとしなかったのかということも含めて確認ができればと思っている。

（高橋部会長）2号の要件というのは具体的に何だったか。

（環境省）面積が20ヘクタールを超える土地の開墾、土地の形状の変更、または水面の埋め立てもしくは干拓である。

（高橋部会長）20ヘクタールを超えるものはなかったということか。

続いて、1号と2号を廃止する方向で検討した場合、協議が残るのは国際条約の関係に限定されるわけだが、現在の法律の文言ではそれが読み取れないのではないかと考えており、その趣旨をはっきりさせることがこれからの運用にとって重要だと思う。その意味での省令改正等について、趣旨をはっきりさせていただくことは

可能か、経緯も含めて、説明いただきたい。

(環境省) まず2号の規定をどうするかが前提になる。それも含めて現在の条文でも何か支障があるわけではないと考えている。これは関係者等を含めて検討したい。

(高橋部会長) 条文の運用に当たってその趣旨を明確にすることが必要なのではないかと指摘なのだが、そこはいかがか。

国際条約との関係での制限なので、そこに反しないようなものについては削除された趣旨であるということを確認していただく、通知の中にも書いていただくという話である。

(環境省) 繰り返しになるが、2号についてまずどうするかを確認した上で、仮に1号、2号を削除した場合に今の条文で適当なのかどうかということに関係者と検討したい。

(高橋部会長) 承知した。

(境次長) カテゴリーとしては、1号、2号は大規模開発行為で、3号から5号が国際条約関係という整理だと思う。1号を廃止するとなると、2号をどうするのかというのは少なくとも検討の俎上には載ってくる。それをどうするかについて地方の意見を聞いてみるというのは我々も協力したいと思うが、支障事例と言われても最近協議の実績がない。そのため、我々としては、基本的には関係の都道府県から大規模開発行為について1号と2号をセットで協議を廃止して欲しいという意向が確認できれば、セットで廃止するという理解であるが、それで良いか。

(環境省) 1号については、災害関係など支障事例が迅速に対応しなければと思わせる内容であった。2号についても、こういった要請があって社会的に必要なと感じたので対応したということを経験団体等に対して説明する必要があるため、環境省が責任を放棄したという責めを受けることのないよう、できる限りこういった支障事例があってというような回答を頂けることを期待している。

(境次長) ただ、先ほどの話だとして10年来、実績がない。そうすると、支障事例が都道府県側にもない。逆に言うと、環境団体からしても実際2号に該当する開発行為がないわけなので、支障がないといえないことになる。そうすると、1号から5号までの中のカテゴリーの理解ということになる。1号の開発行為について廃止するのであれば、同じようなカテゴリーである2号についても同様に廃止すべきではないか。3号から5号は性格が違うので、別の議論ということになるかと思うが、基本的には我々としては1号、2号はセットだということに理解している。提案団体も同様の意向であるため、そこは基本的にはセットでということ、1号の支障事例は大規模開発行為の支障事例と捉えることができると思う。2号についても、廃止すると不都合があるといった都道府県の意向があれば考慮せねばならないが、支障事例が出てこない2号の廃止はできないとするのはいかがなものか。

(環境省) 制度を所管する立場からすれば、なぜ変える必要があるのか。1号については非常に緊急を要する事案の提示があり、これはなるほどと理解するところ。2号についてもそれが当てはまるのかどうか。もしくは、都道府県側でこのような対策をしているから問題ないといった話があるのかもしれない。そこはしっかりと実態と意向を確認したいと思っている。

(大橋構成員) 2号については最近事案がないということであれば、むしろここについて協議を設けているということがかなり過剰な関与になるのではないかと。地方分権のルールとしては、法律と政令に基づいて関与ということが基本。省令レベルで実態がないものについて協議を一律に求めるという関与のあり方が許容されるのか。本当に大規模なもので都道府県が環境に配慮せずに問題を起こした場合には、別途、他の関与の手法ということもある。

3号以下の問題も、これは国際条約関連のものだということ、かなり限定が効いているはずだが、自然公園法20条5項と省令の3号以下の規定の関係は一般的過ぎる気がする。本来は、法律なり政令で条約関連のものだということを書いてもらいたいが、それができないのであれば、通知などで誤解が生じないように限定が効くようなことはできないか。

(環境省) 繰り返しになるが、2号について、都道府県の整備計画などと照らしてどうなのかといったことも含めて、可能性があるのかどうか。ないということを証明するのは非常に難しい話であるため、例えば今後は条例で規制をかけるなどの代替手段もあるのかもしれない。そういったことも含めて確認させていただきたい。

法文上の話については、指摘の趣旨は理解している。それについて、例えば省令で3号以下のものが残った場合、現在の法律で適切なのかどうかということ、法制上の話として検討できればと考えている。

(高橋部会長) 協議がなければ都道府県は支障がないと答えるに決まっている。そのときに、支障がないから廃

止しないということでは、結論は見えている。むしろ支障がないということは、客観的に見ると、関与の存在がもはや空洞化していて、存置する意味がなくなっていると言えるのではないか。支障があれば検討するという話ではなく、関与の存続の意義を含めて検討いただきたい。

(環境省) 今回の場合、まだ1県からしか意向の確認ができていない。他の都道府県についても、独自の対応として、大きい案件の場合に審議会にかけて第三者の意見を聴取する等、対策をしているので問題ないという意向が確認できれば、改めて検討したいと考えている。

(高橋部会長) かなり具体的に考えいただいているようだが、11月末までにはアンケート結果を踏まえた結論を出せるか。

(環境省) そこは事務局と相談させていただきながら進めたいと思っている。長引かせようという気はない。

(高橋部会長) できれば2号についても何かしらの資料に基づいて判断いただいた上で、閣議決定という形にしたいと考えている。その辺、ぜひ協力をお願いしたい。

(環境省) 意見は承った。できるだけ早く対応できるよう考えている。

もう一点、先ほど大橋構成員から指摘のあった3、4、5号が国際条約関連のものであることが必ずしも明確でないという点については、改正の趣旨を通知で伝える等の検討をしたい。

(大橋構成員) よろしく願いたい。

<通番 25：鳥獣保護区における狩猟による捕獲の特例制度の創設（環境省）>

(高橋部会長) 制度の理解だが、鳥獣保護区というのは狩猟行為そのものを規制する区域制度のため、動物種ごと、捕獲方法ごとにそれぞれ分けて制限するということはできないということか。

(環境省) 然り。ただし、規制するのは狩猟行為だが、それにより区域内の鳥獣の生息環境を保全し、それをもって保護していこうという考え方である。

(高橋部会長) 一方で、シカ・イノシシが増え過ぎると、生息環境が非常に悪化する可能性があると思う。そういう意味では、生体系維持等の観点からもこの目的に沿わない事態が起こり得ると思うが、いかがか。

(環境省) そのような事態が想定されることは、環境省も受け止めている。その中で行っているのが、一つは許可捕獲である。現在は市町村にもかなり権限はおけているが、許可捕獲によって例えば有害鳥獣としてシカ等の捕獲を進めていくことは鳥獣保護区でも可能である。

あわせて、より広域的な対応が必要という面から都道府県自身が事業者となって実施する、指定管理鳥獣捕獲等事業というものがある。これらの制度を通じて鳥獣の生息環境、生態系の維持について対応したいと考えている。

(高橋部会長) 生体系維持の観点から、シカ・イノシシによる食害等の防止策について、鳥獣保護区以外の制度を考える余地はないのか。

(環境省) 既にいくつかの県で取組事例があるが、12条2項の狩猟鳥獣捕獲禁止区域について、一定の鳥獣を指定して、「これについては除く」という形で運用することが可能。さらに、休猟区について、頭数が増えてきた鳥獣がいれば、特例という形で休猟区の効果を停止するという、14条1項の仕組みもある。

(高橋部会長) 他の区域制度による代替の話ではなく、鳥獣保護区特有の規制について、対応できる枠組みはないのかという話を聞いたかったのだが、それはないのか。

(環境省) 質問の趣旨を理解していなかった。例えば農林水産省の所管になるが、許可捕獲の一環として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律があり、1,000を超える市町村で交付金の支援を受けながら実施されている。実際には、許可捕獲の取組としてはこれが大宗を占めている状況だと思う。

(高橋部会長) 例えば区域内の土地の所有者に対する規制や保全事業、開発行為規制といったものは鳥獣保護区特有の規制であって、他の区域制度等では同様の制約は設けられないと理解しているが、それらに対するニーズはないのか。

(環境省) 鳥獣保護区は狩猟行為を規制している。その中で、特別保護地区、これは恐らく通常は人が立ち入らないような山奥だと思う。これについては、一定の開発行為を規制する形になっているが、鳥獣保護区の中でもかなりコアな部分で限定された地区になっている。

(高橋部会長) 特別保護区における開発行為の規制以外にも、鳥獣保護区における営巣施設等の設置の受忍のようなものがあるのではないか。

(環境省) 鳥類の生息環境が悪くなった場合に、鳥獣保護区の指定者が保全事業を実施する場合はあるが、鳥獣

保護区の中でさらに特別な地域を指定するわけではない。

(高橋部会長) 鳥獣保護区では一般的にそのような受忍義務が発生するのではないか。

(環境省) 然り。28条11項で「正当な理由がない限り」と規定されており、土地の所有者は、環境大臣なり都道府県知事が鳥獣の生息及び繁殖に必要な営巣等の施設を設けることを拒んではないとされている。

(高橋部会長) それは鳥獣保護区に特有の規制で、狩猟鳥獣捕獲禁止区域や休猟区の特例制度ではできないという理解で良いか。

(環境省) 然り。そのために、鳥獣保護区の指定については非常に丁寧な指定手続が規定されているものと考えている。

(高橋部会長) さらに言うと、鳥獣保護区独自の効果として、鳥獣の繁殖施設の設置等の保全事業の実施というものができるといえることがある。

これらについては、捕獲禁止区域や特例休猟区にはない効果だということだと思われるがいかがか。

(環境省) 然り。

(高橋部会長) 提案団体としては、そのような鳥獣保護区独自の規制等を維持した上でシカ・イノシシを狩猟したいと考えているように思うが、そこはいかがか。

(環境省) これは施策のバランスなのだろうと思っている。狩猟行為は自由、言葉を悪く言えば、趣味で行うものであって、一定の規制が必要である。この両方の規制をあわせて、一定の区域における鳥獣の保護と生息環境の保全を図るものと考えている。

他方で、有害鳥獣を、端的な例として学術研究等もあるが、特定の政策目的のために許可を出して捕獲を認めている。これは様々な目的のバランスをとった上での仕組みになっている。

(高橋部会長) 提案団体としては、そういった規制や目的が伴った制度の下で、シカ・イノシシだけは集中的に狩猟できる仕組みがあれば、自治体としては非常に選択肢が広がるのではないかと考えている。

そういう意味では、狩猟鳥獣捕獲禁止区域や休猟区の特例制度を活用することで提案団体のニーズは満たせるのではないかという説明に対しては、提案は鳥獣保護区独自の効果として存在する規制等を残した形で狩猟できる制度を考えてもらえないかという趣旨だと思うが、そのような制度は考えられないのか。

(環境省) 鳥獣保護区というのは保護すべき鳥獣がいるところであって、その区域は狩猟を規制することで生息環境を保全するというのが大前提になっている。保全事業などは予算があれば鳥獣保護区でなくともできるため、法律上の効果がないとできないものではない。

(伊藤構成員) 資料4の2ページで、栃木県、長野県、群馬県の取組が書かれているが、これらは鳥獣保護区を一時的に解除することで、シカ・イノシシを捕獲できるようにしている。提案団体もそうしたほうがいいのではないかという趣旨で説明いただいたと思うが、一旦解除すると、部会長から話があったように、土地所有者に対する規制等がかからなくなる、私はそう理解している。

一方で、提案団体の話では、鳥獣保護区に再指定するとき、利害関係者に一定程度の規制がかかるということで、非常に戻しにくくなるため、むしろ鳥獣保護区を維持したままで狩猟できるような制度が創設できないかという提案なのだと思う。

この2ページの例示について、鳥獣保護区に戻すことを前提としてあるいは一時的な解除という形の取組だと書いてあるが、実際にこれを戻した例はあるのか。あるいは、これは継続中の話であって、シカ・イノシシの捕獲をかなり積極的に進めており、それが一定程度の成果を上げたら戻すということ前提としているのだと思うが、その見通しというものは果たして本当にあるのか。一旦指定が外れてしまうと土地に対する規制等が緩和されて、利害関係者の方も戻して欲しくないというような圧力が強まるのではないかという懸念があるが、その点についてはいかがか。

(環境省) 指摘の中身については理解するところだが、まずは各都道府県において今は鳥獣被害対策という形で捕獲を推進することが緊急の課題なのだろうと思っている。改正した鳥獣保護管理法の施行は平成27年度である。そういった面では、緒についてこれからさらに取り組んでいくところ。環境省としても農林水産省と一緒にシカ・イノシシの頭数を10年後に半減させることを目指しているため、現段階で鳥獣保護区の指定を戻した事例はないと思う。

したがって、懸念されている事態が起り得るのではないかと問われれば、否定はできないが、まずは都道府県が2ページに挙げたような取組を計画として位置づけて、進めていくものなのだろうと理解をしている。地元関係者が鳥獣保護区の指定に反対している理由は、提案団体の例を見ても、シカ・イノシシが増えている

にもかかわらず狩猟ができないからとされている。逆に紹介したような制度で、狩猟にあわせて許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業が進めば、反対理由自体がなくなってくる。もし本当に保護すべき鳥獣があって鳥獣保護区に指定する必要があるれば、都道府県が責任をもって行う話である。栃木県や長野県の例を見ても、一時的に鳥獣保護区の指定を解除するが、もう一度鳥獣保護区に戻すことを明確に県の計画に書いている。そこは都道府県の決意が書かれていると思っているため、再指定に反対する理由がなくなれば、当然戻されるものと理解している。

(伊藤構成員) ただ、シカ・イノシシは広域に移動しているため、解除する区域が場合によっては随時変わり得るかもしれないし、実際に解除してしまった後、元の鳥獣保護区に戻すということは非常に難しくなるのではないかという懸念がある。

あるいは、環境省としてもこういう形でこうやればできますということを推奨すると、むしろ鳥獣保護区自体の解除が全国的に進んでしまうのではないかという懸念も考えられるが、これについてはどう考えているのか。

(環境省) 提案団体の鳥獣保護区の中で、シカやイノシシを保護対象とした区域の指定が確認できる。提案団体に限らず、各都道府県において鳥獣保護区の見直しをしていないのではないかという懸念もあるため、この鳥獣保護区では何を保護すべきか、ということ踏まえて、鳥獣保護区をきちんと見直していただきたい。これについては、今回の基本指針でも新たに追加している。

(大橋構成員) 提案団体は、現行の制度に一つ新しい制度を創設して欲しいと考えている。そういう主張に対して、現行制度の中でそれに相当するものがあり、具体的には狩猟鳥獣捕獲禁止区域や休猟区の特例制度というものが代替案であり、それを活用している県もあるという話だった。

その点についての疑問として、まず狩猟鳥獣捕獲禁止区域の条文を見たときに、12条2項が追加的に特定の鳥獣を駆除するために使う仕組みだということが、表からそのように読めるような規定になっていない。これは、一般的にこの条文を見て思い浮かぶ使い方ではないと思われるため、提案団体と同じく悩んでいる都道府県に周知を徹底していただきたい。

また、鳥獣保護区と狩猟鳥獣捕獲禁止区域の両制度を都道府県の選択で本当に行ったり来たりできるのか。提案団体の話によれば、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定にもいろいろな要件があって簡単には指定に移行できないようである。この2つが選択的な形で自由に指定できるような仕組みになっていることが担保されないと、これが代替の制度になるという説明は不十分ではないか。

(環境省) まずは、基本的に許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業であれば、シカ・イノシシの捕獲ができる。しかし、これは都道府県によって実績が相当違う。例えば指定管理鳥獣捕獲等事業について、提案団体では昨年度60頭実績が上がったと報告をいただいているが、他方で5,000頭、4,000頭といった実績を上げた都道府県もある。まだ始まったばかりの制度なので、実施区域の設定や地元との調整といった準備状況の差がいろいろ出てきたのだと思う。

本来の手段としてこれらの制度を位置づけて法改正もした。その中で、先ほど申し上げた頭数を半減させるという大きな目標を立ててやっているため、まずはこれをしっかりと進めていくことが重要。鳥獣被害についてしっかり管理を進めていかなければならないという問題意識は環境省も共有しているため、取組を進めていく上で何か問題があれば、その上での検討をしていかななくてはならない時期が来るかもしれないが、当面は新たな取組でどれだけの効果が上がるかを見ていかなければならない。

先ほど指摘のあった12条2項の趣旨等については、都道府県の担当者会議等において、各都道府県の先行事例を紹介しながら、情報提供したところ。いくつかまだ問い合わせがあるというのも事実であるため、周知等の取組は当然進めていきたいと考えている。

補足だが、静岡県が狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定のハードルが高いと考えているのは、指定の要件として、十分な防除対策、有害捕獲を既に実施していることを独自に課しているからであって、環境省が法律上制約を課しているわけではない。

(高橋部会長) まだ認識が一致していないところもあるため、引き続き事務局を通じて調整させていただきたい。今回のような提案が出てくる背景には、提案団体をはじめ多くの都道府県で例示のあった取組が進んでいない理由として地域特有の事情もあると思う。環境省としても交付金事業など、都道府県における好事例を実績として積んでおり、今後も積極的に支援したいと回答いただいているため、まずはそれを何らかの形で必ず周知していただきたい。

あわせて狩猟鳥獣捕獲禁止区域等、他の制度の活用事例の周知も徹底していただきたい。

その前提で、提案本来の自治体としての制度の選択の余地をどう広げていくのかということは、さらに事務局を通じていろいろと交渉を続けていきたいと思っているため、引き続きよろしくお願ひしたい。

<通番3：防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和（国土交通省）>

（高橋部会長）前回の説明にもあったが、災害時に公共下水道に接続しない合併浄化槽を設置することは可能であるということだが、これは必ずしも説明を頂戴するまでははっきりしていなかった部分があると思う。そこはきちんと周知いただけるということでよろしいか。

（国土交通省）これに関して、地方公共団体でそういう認識が十分広まっていないということは、事実として我々も認識している。何らかの形でその周知が必要であれば、周知をさせていただきたい。

（高橋部会長）1次ヒアリングのときには、震災になったときに初めて、合併浄化槽を設置して使うことも可能だと、そういう法解釈が可能だという説明だったが、2次回答になって初めて、あらかじめ設置しても、平時には下水道につないでいれば別に構わないという回答がつけ加わったと思う。そこも含めて周知いただけるということでよろしいか。

（国土交通省）それに関しても、条文上十分読めると考えている。そういう周知が必要であれば、やらせていただきたい。

（高橋部会長）提案団体からは常時、合併浄化槽を使っていないと、菌の関係でいざというときに使えないという話があった。そういう意味では、基本的には合併浄化槽を下水道につなぐが、施設のメンテナンスと維持管理の関係から下水道に流さないで、浄化槽で処理して菌を維持するような話はあるのか。

（国土交通省）建築基準法上、今回問題になっているのは31条1項だが、これは水洗便所で下水道に連結されたものに限る便所としなければならないという規定である。逆に最終的に接続されていれば、間に何かあるのを直接禁止しているものではない。

（高橋部会長）合併浄化槽の構造上は、浄化槽だけで処理するというので、管だけつないでいる状態で下水に行かなくても構わないということか。

（国土交通省）建築基準法は構造の基準なので、浄化槽をどう使うのかまでは、直接条文の中に書いていないというのが正直なところである。

（高橋部会長）そこまで含めて、周知徹底していただきたい。あらかじめリスク回避的に浄化槽を設置して、常時、いざとなったら使えるメンテナンスはした上で、基本的に下水管につないでいれば構わないという話か。

（国土交通省）具体的には、あまり不合理な状況を前提にした通知はできないと思うが、合理的な意味があるものであれば書き得る。

（高橋部会長）リスク管理の観点から合併浄化槽をあらかじめ設置して、それが下水道につながっている構造のものであれば、設置することも妨げないということは、通知上書けるのか。

（国土交通省）書けると思う。ただ、維持管理については、例えば熊本の震災の際には仮設住宅に浄化槽を多く設置しているが、設置してすぐ使っている。浄化槽は水質が安定するまで少し時間がかかるが、構造的にすぐ使えないものではなく、し尿を入れて初めて菌が発生するので、し尿を入れながら安定させていくものである。

2カ月も3カ月もしないとし尿を放り込めないものではそもそも構造的にはないので、ある程度、合理的なことができる形での通知を、事務局と相談して工夫して書かせていただければと思う。

（高橋部会長）リスク管理の観点から、合併浄化槽を設置することが確保できていればいいという話だと思うので、そこが読み取れる通知にしていればと思う。

（大橋構成員）今回は31条で、下水道の処理区域では下水道を優先して使うという形で、二重投資については例外的だということを確認した形になった。その前提は耐震化の問題との関係で、下水道がしっかりと合理的な安全性を持つことであり、前回耐震化の状況を聞いているところだと、耐震化は未了のところは6割ぐらいあった。

しかしながら、そういうところでも業務継続計画を策定していて、この計画も全部は策定していないようだが、策定したところについては、耐震の観点からすると下水道はそれなりの合理性を持つということのようである。その説明をいただけるか。

（国土交通省）重要な下水管は5割、処理場は約4割というのが耐震化の状況であるが、それを補う形で業務継続計画、BCPの策定を推進している。昨年度末の段階で、9割の地方公共団体が策定済みであり、今年度末には

全ての地方公共団体でBCPの策定が終わる見込みである。

1週間程度での応急復旧が可能な形の計画を策定し、関係の民間企業等とあらかじめ契約を結んでおくことで、仮に下水道施設が破損した場合でも迅速な対応が可能になると考えている。

(大橋構成員) BCPは津波対応など災害類型ごとに作るのか、あるいは一般的な計画なのか。

(国土交通省) 津波が想定される地域においては、下水処理場などが津波被害に遭った場合の対応も含め、あらかじめ計画を策定することを求めている。

(大橋構成員) 今回、提案が出てきた根底には、下水道の耐震化の情報や状況について、もしかすると誤解などがあつたかもしれない。そういうところについての情報もあわせて、提供いただければと思う。

(国土交通省) より伝わるように情報提供に努めたい。

<通番36：公営住宅建替事業における現地建替要件の緩和（国土交通省）>

(高橋部会長) 非現地の建替事業について、事業の公益性、あるいは従前入居者の居住の継続性等の観点から、借地借家法上認められている現地の建替事業と同様に、借地借家法の特例の適用という整理が適切かどうかを引き続き検討するということが、事業主体からの意見は、明らかに提案団体の意見は理解できて、ニーズは十分あるという説明だったと思う。我々としては、無条件に非現地建替を認めるわけではなく、合理的な範囲で、かつ合理性や公共性を担保した仕組みを前提にした上で、非現地建替ができるような制度設計ができるのではないかと、という方向で検討いただけるという理解でいたが、その理解は間違っていたのか。

(国土交通省) 8月の勉強会のときに、A案、B案、C案の3案があった。そのうちのどれに沿って検討しているのか、というような御質問を構成員の先生から頂いたところだが、そのときに答えたとおり、C案は、判例を積み重ねていく案であり、いきなり法改正にはならない。では、どれなのかというお話の中で、A案を検討させていただいているということで申し上げているところ。正直に言って、借地借家法の特例として検討していくというのは大変難しい課題であり、難しい宿題を頂いていると思っている。難しい宿題を前向きに今、検討している状況だが、御案内のように、政府内における法制的な検討について、今の時期に何か結論なり方向性を申し上げられる段階にないことは御理解いただけたらありがたい。

(高橋部会長) 今の時期というのは、法制局で案件が詰まっていて、法制局と議論できないというお話か。

(国土交通省) 政府全体としては、最終的に通常国会に法案を提出するというところで考えていけば、法律案は年明けになっていく。国会最中に閣議決定して、国会に提出することが通常だと思っている。ただ、この地方分権からは12月に方向性を出しなさいという宿題を頂いているので、それに間に合うように頑張っているが、今の段階では申し上げる段階ではないということ。

(高橋部会長) 12月に間に合うようには御検討いただいているということか。

(国土交通省) もともと去年の閣議決定が、方向性は書いていないが、検討して28年中に結論を得るということなので、28年中に結論を得るという閣議決定には当然私どもが拘束されているわけなので、これに沿って、スケジュール感も持って検討は進めているところ。

(大橋構成員) 恐らく法律で正当化要件を書くことになれば、ここにあるような問題点をクリアしなければいけないということで御尽力いただいているということと思う。ただ、今日の段階だと、具体的な制度設計が出ていないので、これ以上なかなか中身について具体的に意見交換などしにくいところがあるが、結論の目途がある程度立った段階で御説明いただくことは可能か。

(国土交通省) ヒアリングの時期については、今の段階では検討中なので、8月の段階から進んだことが余り説明できない、というお話はさせていただいている。その検討の状況が進んでしっかりした状態になったときに、勉強会でも御議論いただいた件なので、次回ヒアリングまでに御説明をできるのであればしていきたいと思う。ヒアリングのタイミングと検討の状況に応じて対応したいということ。

(高橋部会長) 基本的に事務局に御説明いただくということか。

(五嶋参事官) 想定としては、ある程度の結論が見えてきた段階で、改めて部会の先生方に御説明をいただく機会を設けることを考えている。

(高橋部会長) その段階でまた御説明を頂戴できるということか。

(国土交通省) 12月が結論ということなので、事務局でお考えのスケジュールになるべく沿った形で進めていきたいと思っている。難しい課題なので、結論の時期は今の段階で申し上げることはできないが、なるべくそういう方向で努力していきたいと思っている。

- (高橋部会長) 事業者のブロック会議では意見をお聞きしたとのことだが、粗々の結論が出たときに、あらかじめ地方に意見を聞くということは御検討いただけないか。
- (国土交通省) 結論が出る時期などによっての話でもあると思うが、また結論が出た時期にその点について整理していきたいと思う。
- (境次長) 法制的な検討にいろいろな論点があるというのは我々も十分理解しているが、基本的に、この分権の提案募集は提案団体の支障事例を解消するということが一番の目的。その意味では、提案団体である埼玉県が、ストックマネジメントなどの観点で必ずしも現地でない建て替えについて認めてほしいというニーズがあって提案してきている。実際、非現地建替を現地建替と全く同一で同じように認めるというのはなかなか難しいことは我々も理解しているが、その要件の議論の際に、提案団体の支障事例の解消にどのように役立つのかということは、十分念頭に置いて議論はしていただきたい。
- (国土交通省) 今の段階での非現地建替自体は、集約建替と言ってもいいのかもしれないが、当然私どもは現在のストックの適正化等、あるいは地方公共団体ごとに策定する計画等を含めて、長寿命化の計画ということで個別に計画をつくって進めていただいている状況なので、予算的な支援もやらせていただいている。
- 一点あるのは、法定建替の明渡請求権、借地借家法の特例というお話で伺っている。もちろん前回8月のときにも私どもの審議官からも申し上げたが、実効的にきちんと使える制度ということで、そういうものも含めて検討をさせていただいている。
- (高橋部会長) 説明をいただくタイミングをもう一回事務局とよく相談いただいて、引き続き調整をお願いしたい。

<通番40：公営住宅の明渡請求の対象となる高額所得者の収入基準の条例化（国土交通省）>

- (高橋部会長) 条例委任の制度設計のあり方の話なので、地方には意見を聞きやすい話だと思うが、地方に対して条例委任のやり方をこう考えているが、それをどう思うか、というような聞き方はできないのか。
- (国土交通省) 昨年の閣議決定に書いてあるように、例としては条例に委任するという形であるので、入居者の収入基準等、既に条例に委任しているようなものも公営住宅法の中であるので、一つのタイプはあるのかなとは思っているところ。
- 先ほど説明した明渡請求は、地方公共団体の中でもいろいろな意見があるところだとは思っているので、そういうものを含めて、昨年の閣議決定の中で事業主体の意見を踏まえつつ、有識者の意見を踏まえつつと、両方書いてあると理解はしている。地域の実情で条例委任ということについては、地方公共団体で地方分権の観点から何か主張があるということは余りないのではないかと理解している。
- (高橋部会長) 具体の制度設計について、地方がどう考えるのか、地方の望むような委任の仕方になっているのかという話について意見は聞いていただけないか、という趣旨だが、そこはどうか。
- (国土交通省) こちらにも書いてあるように、もし条例委任をした場合は、据え置く場合や独自に定めるか分かれている状況であり、平成27年度中に一度、条例委任について地方の意見を聞いている。そういう状況を踏まえて、手挙げ方式というものが考えられるのではないかとこのところまでは至っている状況。それ以上に意見を聴くべきという指摘か。
- (高橋部会長) 手挙げ方式といっても、丸ごと条例委任するか、いわゆる標準や、引き下げる限度を決める等、いろいろと制約を受ける可能性もある。そういう意味では、細かな話についても自治体に聞く余地はないかということ。
- (国土交通省) まず限度額をつけるのか、つけないのかというような話や、あるいは標準をつけてそのほかにとこの場合とか、立法技術的にいろいろあるところだと思う。そこについては、まさに法制的に今、検討をしているところで、結論は出ていないので、どういう形であれば可能か検討しているところ。
- 今は収入基準があるので、収入基準と重ねて設定することは法論理的に難しいと思うので、当然限度額なりは入ってくるという中での条例委任になってくるとは思っている。今の入居の基準でもそのようになっているので、当然そういうことになってくると思うが、そのあたりについてまさに検討をしており、その結論を得てからという話になると思う。
- (高橋部会長) ある程度、大まかな方向性が出た段階でこう考えているけれども、例えばそれについて微調整の余地はあるかとか、そういう話はあるかもしれないが、地方公共団体としてはどう受けとめますかという話は、機会を設けて事前に意向を聞くというようなことはないのかという話である。

(国土交通省) 非現地の建替と同様だが、結論がいつ出るのかという時期にもよるし、もし結論が良ければ、立法化に要する時間もあるので、今の段階でいつそういうことができるのかは明確にできない。ただ、このタイプの条例委任については、類例は公営住宅法の中にあるので、その形式に大きな議論があるわけではないのではないかと考えている。これも借地借家法の特例の明渡請求になるので、全国一律ではなくていいのかという議論など、そのところを整理して、どういう形ができるのかをまず法制的に検討している状況。

(境次長) 具体的な案がある程度固まってこないとなかなか難しいということは理解するので、先ほどの話と同様だが、提案団体の支障、要望がどの程度具体的な案が固まった時点でそれが満たされるものになるのかとか、あるいは他の団体にとってもこれぐらいなら非常に良くなったという感じになるのか、そのあたりを具体的な案が固まってきた段階で、具体的にどのように進めるのかということも事務的にも相談させていただきたい。

(高橋部会長) 事務局とよく調整しながら、こちらも分権の観点から今言ったような観点で少しお話を聞かせていただく機会を事務局、専門部会も含めて持ちたいと思っているので、ぜひ御協力をお願いしたい。

(勢一構成員) これから案をしっかりと検討していただく状況であることは十分承知した。その上で、提案募集方式は、地方公共団体から具体的にこういう形で制度を変えてはどうかという提案が出てきたものを検討する仕組みになっているので、そういう意味では、立法や制度運用の仕組み、制度設計について、地方と国が共同で考えていくことができる場になっていると考えている。地方公共団体が提案した趣旨、地域のニーズを制度設計の中にきちんと受けとめていただくという点では、結論が出てしまう前にきちんと地方公共団体の意向と意見を踏まえていただくことが要望であるので、その点はぜひお願いしたい。

(国土交通省) まさに地方の自主的な事務事業の執行を進めていくという観点でやっていかなければならない話であるので、提案団体の意向なり意見は把握に努めているところで、これからも努めていきたいと思っている。ただ、結論が出ていない状況で、その結論の時期もまだ不透明なため、スケジュール的なところで明確に回答できなくて大変申し訳ないが、気持ちとしてはそのような気持ちでやっている。

<通番 11：施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲（内閣府、文部科学省、厚生労働省）>

(高橋部会長) 今後のスケジュール如何。

(内閣府) 日程を明らかにすることはできないが、12月上旬までには子ども・子育て会議に諮る予定。

(高橋部会長) そのスケジュールで、移譲に支障はないか。

(穴戸参事官) 特段支障はないと考える。

(高橋部会長) 移譲する方向で検討するということでよいか。

(内閣府) 子ども・子育て会議で特段意見がなければ、移譲することとなる。

(高橋部会長) 子ども・子育て会議で移譲が決定された場合、施行時期は4月が望ましいため、早期に対応していただきたい。

(内閣府) 可及的速やかに通知の発出等の対応を行いたい。

(大橋構成員) 確認になるが、12月上旬までに子ども・子育て会議に諮り、平成29年4月に移譲を行うよう、通知の見直しを検討し、移譲するということでよいか。

(内閣府) 然り。

<通番 18：民生委員とは別の者が児童委員になることができるよう見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 前回のヒアリングでも議論になったが、民生委員・児童委員いずれかに重点的に委嘱する運用も可能であるということであった。その点も通知していただきたい。

(厚生労働省) 民生委員・児童委員いずれかに重点的に委嘱する運用についても、制度的に可能となっているので、できる限り具体的に通知することとしたい。

(高橋部会長) 主任児童委員の活用方法が地方自治体にとって、分かりにくい面がある。具体的な活用方法や取組事例についても通知していただきたい。

(厚生労働省) 主任児童委員制度が創設されて以降、アドホックに通知を發出してきたが、分かりやすく整理をして機会を捉えてお示ししたい。

(大橋構成員) 主任児童委員制度について、分かりやすく整理していただけるということであるが、地方自治体において、主任児童委員を上手く活用しているパイロット・プロジェクトのような取組について、事例集やガ

イドラインにおいて情報提供いただきたい。

(厚生労働省) 全国全ての地方自治体の事例を把握するのは難しいが、例えば、担当課長会議等の機会を捉えて、主任児童委員の活用事例や児童虐待対応に関する事例などを紹介するということを検討している。通知で民生委員・児童委員、主任児童委員の仕組みを整理し、担当課長会議等の機会に取組事例の紹介を行うことは可能である。

(高橋部会長) 主任児童委員について、条文の規定を見ると、管理職のようなイメージを受けるが、必ずしもそうではないのか。

(厚生労働省) 「主任」という文言により、管理職のようなイメージを抱かれるのであろうが、個別案件を担当することは可能であり、通知も発出しているところである。しかし、その点も改めて説明すべきと考えている。

(大橋構成員) 平成16年11月8日付け「児童委員の活動要領の改正について」との通知の中で、「自らは個別世帯に対する援助・協力は行わないことを原則とする。」との文言があることも、主任児童委員を上手く活用できない原因ではないか。主任児童委員が、より弾力的に活用できる制度であるということであれば、平成16年の通知に限らないということも含めて通知いただきたい。

(厚生労働省) 御指摘のとおり「原則とする」と記載されているので、「個別世帯に対する援助・協力は行わないこととしなければならない」と受け止めている地方自治体もあるかと思われる。そのため、主に児童委員としての職務を行うことも可能であるということが伝わるように通知したい。

(高橋部会長) 平成16年の通知に関わらず、弾力的な運用が可能であることのニュアンスが重要である。通知の内容については、提案団体を含めた地方自治体が、主任児童委員制度を上手く活用できるよう、事務局とよく調整いただきたい。

<通番16：都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」に関する受講免除等の要件緩和等（厚生労働省）>

(高橋部会長) 放課後児童健全育成事業は市町村が実施主体である。子ども・子育て支援法第62条第2項において、都道府県の役割が定められているとのことだが、その趣旨如何。

(厚生労働省) 子ども・子育て支援法第62条第2項では、広域行政を担う都道府県が、人材確保に関する内容について、都道府県子ども・子育て支援事業計画に定めることを規定している。

(高橋部会長) 人材の確保とは、研修の実施以外にどのようなものがあるのか。

(厚生労働省) 福祉人材のマッチング、保育士の確保等が挙げられる。

(高橋部会長) 放課後児童支援員の資格は、保育士の資格とは異なる資格ではないか。

(厚生労働省) 子ども・子育て支援法第62条第2項では、資格を限定せず、保育所、認定子ども園、放課後児童健全育成事業等の人材の確保について、都道府県として計画を立てることを求めている。

(高橋部会長) 子ども・子育て支援法第62条第2項の規定により、都道府県に人材確保の最終責任があると読めるのか。

(厚生労働省) 実際の人材の確保については、個別の雇用契約によるが、人材確保対策については、都道府県が広域で担う役割と整理し、養成研修も統一的に行うことが望ましいと判断している。

(伊藤構成員) 子ども・子育て支援法第62条第2項は、放課後児童支援員の確保は市町村が行い、広域的な把握や調整は都道府県が行うという内容と理解している。今回の提案は、県内の放課後児童支援員の配置を政令指定都市が決定するという内容ではなく、政令指定都市が研修を実施することで、研修の機会を増やすという趣旨である。研修の実施主体が都道府県に限られ、市町村は都道府県からの委託でなければ実施できない理由如何。

(厚生労働省) 研修の機会を増やすための弾力的な方法として、都道府県からの委託を設けているもの。

(伊藤構成員) 委託では、都道府県の方針に従って研修を実施するため、政令指定都市自らによる日程設定や研修対象の拡大ができないことが支障となっている。政令指定都市が研修の実施主体となることで、自らのインシアチブで研修を実施できるようになり、研修の機会が広がると考える。意欲と能力のある政令指定都市が、権限と責任を持って研修を実施したいと考えているのに対して、その方式を委託に限定する理由が分かりかねる。

(厚生労働省) 水掛け論になってしまうが、県内の人材確保については、都道府県が担うと現行制度では整理しており、政令指定都市に対しては、研修の実施を委託できるため、研修の実施主体となる権限を分ける必然性はない。

- (伊藤構成員) 政令指定都市に権限を「分ける」ということではなく、都道府県の研修と並行して実施することができればよい。
- (厚生労働省) 都道府県と政令指定都市が並行して研修を行うために委託形式を用意している。
- (伊藤構成員) 委託の場合、都道府県の分け前を政令指定都市が受ける形となる。
- (厚生労働省) 今回の提案については、都道府県で市町村の需要を適切に把握した上で、調整していただきたい。都道府県は、制度体系上、広域行政を担い、都道府県子ども・子育て支援事業計画に人材確保対策について記載することとなっており、都道府県の役割を果たすためにも、放課後児童健全育成事業の実施主体である基礎自治体の需要を把握した上で、研修計画を作成していただくという手順をまずは実施していただきたい。
- (大橋構成員) 子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項を根拠に、都道府県が研修の実施権限を持つとまで言えるのか。
- (厚生労働省) 子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項は、研修の実施権限に関する直接の根拠ではない。同規定は、子ども・子育て支援新制度における都道府県と市町村の役割分担を定めている。その役割分担を鑑みると、放課後児童支援員認定資格研修については、都道府県が行う方が適切と判断した。都道府県子ども・子育て支援事業計画への人材確保に関する記載と研修の実施主体の関係については、法律の規定から当然に演繹されるものではないが、制度の整合性の観点から、都道府県が研修の遂行責任を負っていただく方が適切。
- (大橋構成員) そういった手法もあり得るが、都道府県で一元的に研修を行うという意味が法定の内容と理解されていることが問題。例えば、4,000 人の放課後児童支援員を確保する際の研修について、3,000 人分を都道府県が実施し、1,000 人分を市町村が実施し、都道府県に報告することで、都道府県全体で合計 4,000 人の支援員を確保すれば良いのではないかと。委託とすることで、提案団体では、実施時期、規模、内容等について、自己決定できず、タイムラグが生じて、機運を妨げるという支障がある。現在でも市町村が委託により研修を実施できているのであるから、市町村が研修を行い、都道府県に報告することで、都道府県として法律上定められた責務を果たすことができるのではないかと。
- (厚生労働省) 市町村が研修を実施し、都道府県に報告する場合に、都道府県子ども・子育て支援事業計画上の記載事項の役割を都道府県が果たしているかについては、評価が困難。様々な手法があるが、新しく開始した制度の質の確保のため、ひとまず都道府県で実施していただくのが適切と判断している。
- (高橋部会長) 都道府県の事業実施独占という内容は、子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項からは導き出せない。厚生労働省は、役割分担という言葉を用いているが、その規定から導くには無理がある。
- (大橋構成員) 都道府県の事業実施独占という内容は、子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項から導き出せない。厚生労働省は、役割分担という言葉を用いているが、その規定から判断するには無理がある。
- (高橋部会長) 子ども・子育て支援法第 62 条第 2 項は、都道府県が市町村の把握した内容を積み上げて部分的に調整を行うという内容であり、部分的な調整機能を持つ都道府県が、研修を独占して実施しなければならないという命題は導き出せない。
- (厚生労働省) 人材養成の質の確保のため、実施主体を複雑にするのではなく、都道府県単位が適切とこれまで判断してきた。
- (高橋部会長) 原則として都道府県が研修を実施するが、部分的に市町村が研修を実施する余地はあるということが良いか。
- (厚生労働省) 政令指定都市が委託では研修を実施できないという理由が分かりかねる。
- (高橋部会長) 繰り返しになるが、委託の場合、都道府県が市町村を手足として使うことになるため、市町村が創意工夫の上で研修を実施する余地を認めないことになる。
- (厚生労働省) 法律により、都道府県の研修権限が定められているわけではないという点では、双方の認識は一致している。放課後児童クラブの質の確保が重要な課題となっている中で、制度が開始されたため、まずは都道府県が一元的に一定水準の研修を実施する方が適切と判断し、初年度が終わったところ。都道府県において、様々な工夫を行い、研修を実施している最中であり、厚生労働省としては、都道府県が研修を実施すべきと考えている。
- (高橋部会長) 認定資格研修について、実情調査を行っているか。
- (厚生労働省) 平成 28 年度当初に、27 年度の都道府県の研修体制について調査し、15,000~16,000 人が受講したという結果が出ている。
- (高橋部会長) 創設したばかりの制度であることを理由に、研修の実施主体を変更できないのであれば、実施状

況を踏まえて、研修の実施主体を見直すことはあり得るのではないか。

(厚生労働省) 放課後児童支援員等研修については、不変の内容ではない。5年間の経過措置を設けており、その進捗状況等を勘案して、PDCAサイクルを実行するもの。

(大橋構成員) 認定資格研修に関する他の提案への回答と同様に、調査研究事業により、経過を見ながら、実施主体を拡大することはできないか。委託で縛っていると研修の実施主体が広がらない。

(厚生労働省) 現在、みなし規定で放課後児童支援員として従事しており、今後研修の受講が必要な方が10万人程度いると把握している。経過措置の進捗を勘案しながら、現状の手法の見直しについて議論する可能性はあり得る。しかし、見直し手法については、実施主体の拡大に限られず、経過措置の延長等も考えられる。厚生労働省としては、都道府県が一元的に研修を実施し、進捗状況を把握することが適当と判断している。

(高橋部会長) 都道府県が基本的な制度責任を負う形はよいが、都道府県のみが研修を実施する排他的な制度については、見直しの余地があるのではないか。研修の実施状況を踏まえ、実施主体を見直すことについて、事務局と調整していただきたい。

(厚生労働省) ヒアリング内容を踏まえて、御相談させていただく。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)